

## 議案第111号

備前市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

備前市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年11月29日提出

備前市長 吉村 武司

## 備前市条例第 号

備前市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例等の一部を改正する条例

(備前市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例の一部改正)

第1条 備前市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例(平成17年備前市条例第89号)の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、市長がやむを得ない事由があると認める場合においては、これを徴収しない。

第5条中「納付義務者が滞納した」を「市長は、納付義務者が納期限までに税外収入金を納付しなかった」に、「市長は、当該」を「前条の」に改める。

第6条を次のように改める。

(滞納処分)

第6条 市長は、督促を受けた納付義務者がその納期限までに当該税外収入金並びに当該税外収入金に係る督促手数料及び延滞金を納付しない場合においては、法第231条の3第3項の規定による滞納処分をすることができる。

(備前市営住宅条例の一部改正)

第2条 備前市営住宅条例(平成17年備前市条例第207号)の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「延滞金」を「遅延損害金」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 市長は、入居者が前項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する法定利率を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額)を遅延損害金として加算することができる。

第18条第3項中「延滞金額」を「遅延損害金」に改める。

(備前市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第3条 備前市特定公共賃貸住宅条例(平成17年備前市条例第208号)の一部を次のように改正する。

第17条の見出し中「督促」の次に「、遅延損害金の徴収」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 市長は、入居者が前項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する法定利率を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額)を遅延損害金として加算することができる。
- 3 市長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の遅延損害金を減免することができる。

(備前市看護学生等修学資金貸与条例の一部改正)

第4条 備前市看護学生等修学資金貸与条例(平成22年備前市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「(遅延損害金)」に改め、同条第1項中「未返還の額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を付するものとする」を「当該未返還の額に民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する法定利率を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額)を遅延損害金として加算することができる」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 管理者は、修学資金の貸与を受けた者が返納期限までに修学資金の返納をしなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、第1項の遅延損害金を減免することができる。

(備前市医師確保修学資金貸与条例の一部改正)

第5条 備前市医師確保修学資金貸与条例(平成23年備前市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第13条の見出しを「(遅延損害金)」に改め、同条第1項中「未返還の額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を付するものとする」を「当該未返還の額に民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する法定利率を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるとき

又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額)を遅延損害金として加算することができる」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 管理者は、修学資金の貸与を受けた者が返納期限までに修学資金の返納をしなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、第1項の遅延損害金を減免することができる。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第111号参考資料

備前市税外収入金を期限内に完納しない場合における徴収条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(督促手数料)</p> <p>第3条 前条第1項の規定により督促状を發したときは、督促手数料として1通につき50円を徴収する。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。</p> <p>(延滞金の減免)</p> <p>第5条 市長は、納付義務者が納期限までに税外収入金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前条の 延滞金を減免することができる。</p> <p>(滞納処分)</p> <p>第6条 市長は、督促を受けた納付義務者がその納期限までに当該税外収入金並びに当該税外収入金に係る督促手数料及び延滞金を納付しない場合においては、法第231条の3第3項の規定による滞納処分をすることができる。</p>	<p>(督促手数料)</p> <p>第3条 前条第1項の規定により督促状を發したときは、督促手数料として1通につき50円を徴収する。</p> <p>(延滞金の減免)</p> <p>第5条 納付義務者が滞納した<u>こと</u>についてやむを得ない事由があると認める場合においては、市長は、当該延滞金を減免することができる。</p> <p>(滞納処分)</p> <p>第6条 督促を受けた納付義務者がその納付期限までに法第231条の3第3項に定める税外収入金、督促手数料及び延滞金を納付しない場合においては、市長は、滞納処分に着手しなければならない。</p>

備前市営住宅条例新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(督促、遅延損害金の徴収)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 市長は、入居者が前項の規定により指定された期限(以下「指定納期</p>	<p>(督促、延滞金 の徴収)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 入居者は、前項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」とい</p>

<p>限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する法定利率を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額)を遅延損害金として加算することができる。</p> <p>3 市長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の遅延損害金を減免することができる。</p>	<p>う。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 市長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。</p>
---	---

備前市特定公共賃貸住宅条例新旧対照表(第3条関係)

改 正 案	現 行
<p>(督促、遅延損害金の徴収)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 市長は、入居者が前項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する法定利率を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額)を遅延損害金として加算することができる。</p> <p>3 市長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しなかったこと</p>	<p>(督促_____)</p> <p>第17条 (略)</p>

	<u>とについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の遅延損害金を減免することができる。</u>
--	---

備前市看護学生等修学資金貸与条例新旧対照表(第4条関係)

改 正 案	現 行
<p><u>(遅延損害金)</u></p> <p>第14条 管理者は、修学資金の貸与を受けた者が第10条に規定する返還期限を過ぎても修学資金を返還しないときは、当該返還期限の翌日から返還した日までの日数に応じ、当該未返還の額に民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する法定利率を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額)を遅延損害金として加算することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 管理者は、<u>修学資金の貸与を受けた者が返納期限までに修学資金の返納をしなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、第1項の遅延損害金を減免することができる。</u></p>	<p><u>(延滞利息)</u></p> <p>第14条 管理者は、修学資金の貸与を受けた者が第10条に規定する返還期限を過ぎても修学資金を返還しないときは、当該返還期限の翌日から返還した日までの日数に応じ、<u>未返還の額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を付するものとする</u></p> <p>_____。</p> <p>2 (略)</p>

備前市医師確保修学資金貸与条例新旧対照表(第5条関係)

改 正 案	現 行
<p><u>(遅延損害金)</u></p> <p>第13条 管理者は、修学資金の貸与を受けた者が第9条に規定する返還期限を過ぎても修学資金を返還しないときは、当該返還期限の翌日から</p>	<p><u>(延滞利息)</u></p> <p>第13条 管理者は、修学資金の貸与を受けた者が第9条に規定する返還期限を過ぎても修学資金を返還しないときは、当該返還期限の翌日から</p>

<p>返還した日までの日数に应じ、<u>当該未返還の額に民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する法定利率を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額)を遅延損害金として加算すること</u>ができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>管理者は、修学資金の貸与を受けた者が返納期限までに修学資金の返納をしなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合に</u>おいては、<u>第1項の遅延損害金を減免することができる。</u></p>	<p>返還した日までの日数に应じ、<u>未返還の額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞利息を付するものとする</u></p> <p>_____。</p> <p>2 (略)</p>
--	--